

大空町自治基本条例審査特別委員会審査報告書

1 特別委員会の設置及び組織

(1) 設置年月日 平成24年 3月 8日(平成24年第1回定例町議会)

(2) 名 称 大空町議会 自治基本条例審査特別委員会

(3) 付託事件 大空町自治基本条例制定に関する審査

(4) 委員構成(委員11名)

委員長	近藤	哲雄
副委員長	深川	昇
委員	品田	好博
委員	中堀	君子
委員	松田	信行
委員	齋藤	宏司
委員	植田	泰弘
委員	松岡	克美
委員	勝田	鉄城
委員	小島	一弘
委員	田中	勝吉

2 調査の経過

(1) 平成23年度第1回自治基本条例審査特別委員会(平成24年3月8日会期中)

・正副委員長の互選について(近藤 哲雄委員長、深川 昇副委員長)

(2) 平成23年度第2回自治基本条例審査特別委員会(平成24年3月13日会期中)

・自治基本条例について 検討委員会最終報告書案の説明

・審査方法の確認

・特別委員会における継続調査について確認

(3) 平成24年度第1回自治基本条例審査特別委員会(平成24年4月11日)

・自治基本条例の審査方法の確認

(4) 平成24年度第2回自治基本条例審査特別委員会(平成24年4月24日)

・自治基本条例の審査

(5) 平成24年度第3回自治基本条例審査特別委員会(平成24年5月18日)

・自治基本条例の審査

・委員会審査報告に向けての総括等について

・採決

3 審査の結果 原案可決

本委員会は、平成24年3月8日の平成24年第1回大空町議会定例会で設置され、5回の委員会を説明員の出席を求めて慎重審議を行い、町長から提出された『議案第16号大空町自治基本条例制定について』を、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査のまとめにおいて、下記7項目の確認と総括審査確認を審査報告書に付記することとした。

審議における確認項目

- (1) 「自治」と総合計画の中の「まちづくり」との整合性
「自治」は住民と行政等との仕組みづくりを明確にするものであり、総合計画の中の「まちづくり」は、ソフト・ハードなど住民生活に関する幅広い分野にわたるものである。総合計画の策定期間と異なるため、言葉の使い分けができていない。今後、総合計画策定委員会でも議論される。
「まちづくり」を必ず自治という言葉に合わせなければならないということではない。
- (2) 自治基本条例の住民周知の手段、方法はどのようにするのか。
町広報誌では特集を組み、ホームページ、ふれあいトーク等で長期的に周知を行っていく。
自治基本条例を分かりやすく解説した冊子を全戸配布する。
- (3) 自治推進委員会委員の公募についての内容は、どのようにするのか。
委員の選定については、男女比率、年齢構成に配慮する。
委員会で協議する項目を公表して公募する。
応募枠を超えた場合は、選考することを検討している。
- (4) 「会議を原則公開とする。」と規定しているが、どのような会議を想定しているのか。
原則公開は、個人情報に関わるもの以外とする。
非公開の具体例としては、個人情報に関する事項が含まれている表彰審査特別委員会、公営住宅審査委員会、就学指導に係る委員会などがある。
- (5) 「会議を公開することが適当でない」と判断したときの周知、理由の公表はどのようにするのか。
町広報は、月2回の発行であるため、タイムリー性を考慮し町ホームページで対応する。
会議の公開方法については、要綱を策定する予定である。
- (6) 町民の参加において「それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できます。」と規定しているが、具体的な方法はどのようなものか。
絵画、作文、標語やさまざまな講演、イベント、体育行事に子どもから高齢者の方までの幅広い年代層の町政への参加を目指す。
ふれあいトーク参加者は男性が主流であり、高齢者や女性の集まりにも積極

的に出向いていく。

子どもたちには、総合計画策定時に町の将来を描いた絵画や作文を寄せてもらうことを想定している。

(7) 町民参加の方法及び時期について、「必要な事項は、別に定めます。」と規定しているが、現段階で具体的な定めをどのように想定しているのか。

町民参加の方法は、審議会等の委員に関すること、意見交換会・町民意見の公募(パブリックコメント)・アンケート調査等は対象となる事項が生じた際に、詳細な事項を公表し、町民の意見を求め町政参加を進める。

各種審議会委員の選定に関すること、町民意見の公募(パブリックコメント)公開方法については、今後要綱を整理し内容を定める。

(その他の質疑・確認事項)

外部監査の規定がないことについて

今後の検討課題としている。

住民投票条例に関して、事案ごとの個別設置型としたことについて

個別設置型で十分対応が可能としている。

公益通報制度が盛り込まれていないことについて

公益通報者保護法で対応可能と判断されるため、今回は規定していない。自治体としての自律的運営を図り、自立を確保することについて

自立精神に基づき、住民の方に、自ら自治に携わり、自治体運営に参加していただくことである。

総括審査確認

自治基本条例は、自治の原則と町民の自治体運営・まちづくりへの参画に係る権利を定め、自治体としての自律的運営を図り、自立を確保するものである。

町民は、自治の当事者として町政に関する情報は公開され、事業の企画、実施、費用負担等について主体的に関わることが原則とされている。

町民、行政、議会がそれぞれの役割を確認し合い、地域の課題を解決し、まちの豊かさを高めていくために自治を大空町に根づかせていく必要がある。

自治基本条例は成長する条例であると位置づけ、ここに大空町自治基本条例を定め、町民と議会と行政が、町民主体、情報共有、参加、協働の原則を基本として守り育てて行くことを確認した。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過等を付記し、大空町議会会議規則第76条に規定する報告とします。

平成24年6月11日

大空町議会自治基本条例審査特別委員会
委員長 近藤 哲雄